

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------|---|---|------|--|
| 令和5年2月3日 | I-1-② | (省略) ≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>> 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更若しくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 | (省略) ≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>> 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 | 事後 | 令和3年2月5日付け地情機第97号通知に基づく修正 |
| 令和5年2月3日 | I-2-システム2-② | (省略) 3. 特例転入 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、その個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (省略) | (省略) 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) (省略) | 事前 | 法令改正に伴う変更であるが、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | I-2-システム7-② | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 (省略) | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 (省略) | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | I-2-システム8 | 記載なし | システム(サービス検索・電子申請機能)の追加 | 事前 | 法令改正に伴う変更であるが、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--------------|--|---|------|--|
| 令和5年2月3日 | I-6-② | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> | 事後 | 番号法の改正に伴う修正(号数・項の修正) |
| 令和5年2月3日 | I-7-① | 市民文化局地域振興部戸籍住民課 | 札幌市 デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 住民情報課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | I-7-② | 戸籍住民課長 | 住民情報課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | (別添1)事務内容 | <p>(図中) 1-①届出等の受付</p> <p>6-①特例転入(住民→担当課) 6-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 6-③送信(他市町村→市町村CS)</p> | <p>(図中) 1-①届出等の受付 【オンライン転出届のサービス検索・電子申請での届出について追記】</p> <p>6-①送信(他市町村→市町村CS) 6-②送信(市町村CS→既存住基システム) 6-③特例転入(住民→担当課) 【他市町村から転出証明書情報が自動送信されることによる変更を記載】</p> | 事前 | 法令改正に伴う変更であるが、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | (別添1)事務内容 備考 | <p>1. 住民からの届出に伴う、住民基本台帳及び本人確認情報の更新に関する事務 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。 (以下省略)</p> | <p>1. 住民からの届出に伴う、住民基本台帳及び本人確認情報の更新に関する事務 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。(マイナポータルから届出された転出については、サービス検索・電子申請機能を利用して受け付ける) (以下省略)</p> | 事前 | 法令改正に伴う変更であるが、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------------|--|---|------|--|
| 令和5年2月3日 | (別添1)事務内容 備考 | <p>6. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)</p> <p>6-①. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。</p> <p>6-②. 統合端末から、札幌市CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報を送信依頼を行う。</p> <p>6-③. 札幌市CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。</p> <p>6-④. 既存住基システムにおいて、札幌市CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。</p> <p>(以下省略)</p> | <p>6. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)</p> <p>6-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。</p> <p>6-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。</p> <p>6-③.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。</p> <p>※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。</p> <p>※6-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、6-①・②を行う。</p> <p>6-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。</p> <p>(以下省略)</p> | 事前 | 法令改正に伴う変更であるが、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | II(住民基本台帳ファイル)ー2ー⑥ | (略) 市民文化局地域振興部戸籍住民課 | (略) デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | II(住民基本台帳ファイル)ー3ー⑦ | (略) 市民文化局地域振興部戸籍住民課 総務局情報システム部システム管理課 | (略) デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | II(住民基本台帳ファイル)ー4ー委託事項①ー⑥ | 日本ユニシス株式会社北海道支店 | BIPROGY株式会社北海道支店 | 事後 | 社名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | II(住民基本台帳ファイル)ー5ー提供・移転の有無 | 提供を行っている 59件 | 提供を行っている 58件 | 事後 | 番号法の改正に伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------------------------|--|--|------|--|
| 令和5年2月3日 | Ⅱ(住民基本台帳ファイル)－5－提供先1～59－①、②、③ | 提供先1～59:〇〇〇〇 ①番号法第19条第7号 別表第二(第〇項) ②〇〇に関する事務であって主務省令で定めるもの ③住民票関係情報 | 提供先1～58:番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照) ①番号法第19条第8号 別表第二(別紙1参照) ②番号法第19条第8号別表第二に定める各事務(別紙1参照) ③番号法第19条第8号別表第二に定める特定個人情報(住民票関係情報・別紙1参照) ※これまで評価書では提供先の名称、①～③の具体的な内容を個別に記載していたが、別紙1として評価書本文とは別に就社くして記載することに変更 | 事後 | ・番号法の改正に伴う修正 ・文言整理、様式整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅱ(住民基本台帳ファイル)－5－提供先1～59－⑦ | 照会を受けたら都度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 なお、評価実施当時から運用に変更無し。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅱ(本人確認情報ファイル)－2－⑥ | (略) 市民文化局地域振興部戸籍住民課 | (略) デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅱ(本人確認情報ファイル)－3－⑦ | (略) 市民文化局地域振興部戸籍住民課 総務局情報システム部システム管理課 | (略) デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅱ(送付先情報ファイル)－2－⑥ | (略) 市民文化局地域振興部戸籍住民課 | (略) デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅱ(送付先情報ファイル)－3－⑦ | (略) 市民文化局地域振興部戸籍住民課 総務局情報システム部システム管理課 | (略) デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－2－リスク3(本人確認) | ・窓口において、対面で個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 なお、評価実施当時から運用に変更無し。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－2－リスク3(真正性確認) | ・個人番号カード等の提示又は住基ネットの本人確認情報の確認 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 なお、評価実施当時から運用に変更無し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|--|------|---|
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－2－リスク3(正確性確保) | <ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムに特定個人情報の入力を行った場合、入力を行った者以外の職員により審査を行う。また、入力内容が多い処理(市外転入等)については、複数の職員によって審査を行う。 ・既存住基システムで入力を行った異動情報については、事後の検証のため、一定期間保存する。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないように、システムを利用できる職員を限定する。 | 事後 | 現在の運用を精査したことによる変更であるが、特定個人情報の取り扱いには変更がないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－3－リスク2(アクセス権限の発行・失効の管理) ・具体的な管理方法 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 発効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ・アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、機器利用課長(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から総システム管理課長に対して申請を行うこととしている。 (2) 失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき機器利用課長は総システム管理課長に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 発効管理 <ol style="list-style-type: none"> ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 <ul style="list-style-type: none"> 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。 | 事後 | 現在の運用を精査したことによる変更であるが、特定個人情報の取り扱いには変更がないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ－3(住民基本台帳ファイル)－リスク2(特定個人情報の使用の記録) ・具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、随時参照を可能とする。 ・アクセスログのバックアップについて、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 | システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 なお、評価実施当時から運用に変更無し。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－3－リスク2(その他の措置) | <ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう総システム管理課で制御している。 ・指定された端末以外からアクセスできないよう、総システム管理課で制御している。 ・システム使用中以外は必ずログオフを行う。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。 | 事後 | 機構名変更及び文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－3－リスク4(措置内容) | <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 ・実施手順に総システム管理課長の承認を得なければ、情報の複製は認められない旨定めている。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 | 事後 | 機構名変更及び文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|------------------------------------|--|---|------|--|
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－4(取り扱いの記録) | 特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 | ・特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。 ・システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 なお、評価実施当時から運用に変更無し。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－5－リスク1(提供・移転に関するルール) | ・個人情報(特定個人情報を含む。)の提供・移転に当たり、(総)システム調整課に事前協議を行い、承認を得たもののみ情報提供及び移転を認める旨、本市の住民基本台帳ファイル利用要領(平成5年3月3日総務局長決裁)によって定めている。 ・個人情報の提供・移転を行う場合は、(総)システム調整課の事前協議において、本市住民基本台帳ファイル利用要領を遵守した提供・移転であるか、審査・確認を行っている。 | ・個人情報(特定個人情報を含む。)の提供・移転に当たり、(デ)デジタル企画課推進部に事前協議を行い、承認を得たもののみ情報提供及び移転を認める旨、本市の住民基本台帳ファイル利用要領(平成5年3月3日総務局長決裁)によって定めている。 ・個人情報の提供・移転を行う場合は、(デ)デジタル企画課の事前協議において、本市住民基本台帳ファイル利用要領を遵守した提供・移転であるか、審査・確認を行っている。 | 事後 | 機構改革による変更のため、重要な変更にはあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-----------------------------|---|---|------|---|
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(住民基本台帳ファイル)－6－リスク5(措置内容) | <p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報(例)DV情報)については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> | <p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 機微情報(DV情報)については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> | 事後 | 令和2年6月22日付け地情機第946号通知で用いられている表現に統一するための修正(表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更) |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(本人確認情報ファイル)－2－リスク3(本人確認) | ・特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 | 特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 なお、評価実施当時から運用に変更無し。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(本人確認情報ファイル)－2－リスク3(真正性確認) | ・個人番号カード等の提示又は住基ネットの本人確認情報の確認 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 なお、評価実施当時から運用に変更無し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|----------------------------------|---|---|------|----------------------------------|
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(本人確認情報ファイル)－3－リスク1(その他システムの措置) | <ul style="list-style-type: none"> ・庁内システムにおける札幌市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと札幌市CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外のものとの紐付けは行わない仕様となっている。 ・札幌市CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、札幌市CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシナールーム内にあり、さらに、施錠可能なラック内に設置している。 ・(総)システム管理課が、ラックの鍵の厳格な利用手順を定め、別に管理している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁内システムにおける札幌市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと札幌市CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外のものとの紐付けは行わない仕様となっている。 ・札幌市CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、札幌市CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシナールーム内にあり、さらに、施錠可能なラック内に設置している。 ・システム管理部門が、ラックの鍵の厳格な利用手順を定め、別に管理している。 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(本人確認情報ファイル)－3－リスク2(アクセス権の管理方法) | <p>照合ID(統合端末内のアプリケーションにログインするためのID)と操作者ID(統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID)の発行・失効については、(市)戸籍住民課が一元的に管理することとしており、区の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、(市)戸籍住民課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。</p> | <p>照合ID(統合端末内のアプリケーションにログインするためのID)と操作者ID(統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID)の発行・失効については、(デ)住民情報課が一元的に管理することとしており、区の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、(デ)住民情報課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。</p> | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(本人確認情報ファイル)－3－リスク2(使用記録方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・(総)システム管理課が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 | 事後 | 機構名変更及び文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(本人確認情報ファイル)－3－リスク3 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・(総)システム管理課が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。 | 事後 | 機構名変更及び文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------------------|--|--|------|--|
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(送付先情報ファイル)ー2ーリスク3(本人確認) | ・特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 | 特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 | 事後 | 文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 なお、評価実施当時から運用に変更無し。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(送付先情報ファイル)ー3ーリスク2(アクセス権の管理方法) | 照合ID(統合端末内のアプリケーションにログインするためのID)と操作者ID(統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID)の発行・失効については、(市)戸籍住民課が一元的に管理することとしており、(区)の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、(市)戸籍住民課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。 | 照合ID(統合端末内のアプリケーションにログインするためのID)と操作者ID(統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID)の発行・失効については、(区)住民情報課が一元的に管理することとしており、(区)の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、(区)住民情報課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(送付先情報ファイル)ー3ーリスク2(使用記録方法) | ・送付先情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)の操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・(総)システム管理課が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 | ・送付先情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)の操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 | 事後 | 機構名変更及び文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Ⅲ(送付先情報ファイル)ー3ーリスク3 | ・送付先情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・(総)システム管理課が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。 | ・送付先情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。 | 事後 | 機構名変更及び文言整理による変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和5年2月3日 | Vー2ー① | 市民文化局地域振興部戸籍住民課 | デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 | 事後 | 機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |